

令和3年2月9日

竹田小学校保護者様

丹波市立竹田小学校
校長 蘆田 勤

学校関係者に新型コロナウイルス感染症が判明した場合の対応について

みだしのことについて、丹波市教育委員から通知がありました。このことについては、近隣の市においても実際に起こってきており、対応について一層緊張感を持った心の準備が必要です。

つきましては、竹田小学校においても、この方針に基づき、丹波市教育委員会や丹波市健康福祉部及び丹波健康福祉事務所の指導のもと、以下のように対応します。ご理解とご協力をお願いいたします。*学校関係者とは、小中学校の児童生徒と教職員のことです。

1 学校関係者に感染が確認された場合

校内での感染拡大を防ぐために、以下のことを行う。

(1) 児童・保護者への対応

ア 全保護者に「さくら連絡網」により、緊急メールを配信する。

イ 全校児童をすぐに下校させる。

・給食を食べずに下校させる場合がある。

・引き渡しとする場合がある。

(2) 臨時休業の判断と、その後の対応

ア 市教委が、学校の全部または一部の臨時休業の要否を判断する。

イ 臨時休業が実施される場合、その休業中にPCR検査や校内消毒が行われる。

これらの実施期日等についてはメール等で知らせる。

(3) 感染者の出席停止

ア 児童に感染が判明した場合 ⇒ 当該児童は出席停止とする。

イ 出席停止期間 ⇒ 治癒するまで（医療機関ないし健康福祉事務所の判断に基づく）

(4) 臨時休業中の対応など

ア PCR検査の実施

イ 校内消毒の実施

ウ 電話連絡等による児童の健康観察や児童及び家族の心のケア

エ 学習プリントやオンライン学習などによる学習保障

2 学校関係者が濃厚接触者として特定された場合

(1) 濃厚接触者の出席停止

ア 児童が濃厚接触者として特定された場合 ⇒ 当該児童は出席停止とする。

イ 出席停止期間

PCR検査が陽性 ⇒ 治癒するまで 《前述1(3)イに同じ》

PCR検査が陰性 ⇒ 感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から2週間

3 児童の同居の家族等が感染者（陽性者）の濃厚接触者として特定された場合

感染拡大防止のため、家族のPCR検査結果が判明するまでの間は「出席停止」を基本とする。（検査結果によっては、当該児童も濃厚接触者となるおそれがあるため）

4 その他

(1) 児童または同居の保護者等が感染した、もしくは濃厚接触者として確認された、または、そうしたおそれがあるという場合は、必ず早急に学校まで連絡してください。（竹田小学校 86-0465）

*早い連絡が、その後の対応範囲を狭めることにつながります。不安の中で黙っているうちに接触者を増やしますので、いざ、「陽性」となった時には影響範囲が拡大します。学校に連絡いただければ、対応を一緒に考え行動していきます。

(2) 感染もしくは濃厚接触の疑い、症状に対する不安がある場合には、かかりつけ医もしくは丹波健康福祉事務所（電話 0795-73-3765）、または、発熱等受診・相談センター（電話 078-362-9980）へ相談ください。

《同事務所やセンターでは、夜間休日対応もあります。》

(3) 感染者や濃厚接触者が差別や誹謗中傷、いじめなどの対象にならないよう、学校では最大限の配慮を行います。あわせて、校区内・地域の方全員がそうした気持ちであり、人権への十分な配慮をしていただくことで、「感染しても安心」「大丈夫」というようにできます。

*みんなで、コロナ感染への《不必要な》不安を無くしていきましょう。

(4) この対応については、令和3年1月21日時点の市教委通知を踏まえたものであり、今後の動向によっては変更となる場合があります。

【緊急メール 例文】

- ・本日、本校の学校関係者に、新型コロナウイルスの感染が確認されました。よって、全校児童を下校させます。
- ・家庭での感染拡大防止対策をお願いいたします。（マスクの着用、手洗い、消毒、免疫力の増加につながることなど）また、感染者の特定や誹謗中傷等につながる言動ではなく、人権に配慮した言動ができるように努めましょう。
- ・臨時休業の日程、PCR検査等については、わかり次第、お知らせします。

*緊急事態宣言が延長されましたが、これに伴う対応については1月14日付の市教委の文書（緊急事態宣言を踏まえた新型コロナウイルス感染症への対応について 配布済み）からほぼ変更はありません。兵庫県に緊急事態宣言が発出されている期間は、お子様並びに同居のご家族に発熱等の風邪症状がある場合は、登校しないようお願いいたします。（出席停止となります。）